

平成23年第6回平取町議会定例会 (開 会 午前 9時30分)

議長 皆さんおはようございます。只今より、本日の会議を開きます。只今の出席議員は、12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、5番平村議員と6番松澤議員を指名します。

日程第2、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。川上町長。

町長 それでは、議案第1号固定資産評価審査委員の選任について、ご説明を申し上げます。平取町固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。同意を求めるものは、住所、沙流郡平取町本町47番地1。氏名、吉田彰氏でございます。生年月日は、昭和21年9月16日生まれ、64歳でございます。次のページをお開き願いたいと思いますが、経歴概要であります。吉田彰氏は、学歴が昭和40年の3月31日に秋田県立の角館高校を卒業され、現在、職業は会社員という事で、株式会社ノーザンクロスに勤めてございますけれども、職歴にございますように、職歴に書いてあるとおりでございますが、元町職員ということで、税務課長をはじめ各課長歴任をしてございまして、一番下にありますように、平成20年の8月から固定資産の評価審査員として、ご協力をいただいております。人格識見も高く、適任者でございますので、引き続き選任同意を求めますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、選任同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第2、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第3、議案第2号記号式投票に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 議案第2号記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明を申し上げます。次のページをお開き願います。記号式投票に関する条例につきましては、平取町長選挙の投票に関し公職選挙法第46条の2、第1項の規定

に基づき昭和39年5月25日、条例第17号において期日前投票及び不在者投票を除き記号式投票が導入されていますが、選挙人の投票意思を明確にするためには、自書式が妥当であるとの判断の元に、次期選挙から自書式投票を採用することについて、先に開催した選挙管理委員会において協議がなされたところであります。このことにより、現在の記号式投票に関する条例を廃止しようとするものであります。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。以上、提案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議願います。以上であります。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第2号記号式投票に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第3号平取町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

平取町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。5ページ、議案第3号平取町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、次ページをご覧ください。提案理由及び改正内容につきましては、説明資料より要旨をご説明申し上げますので、13ページをお開き願います。提案理由につきましては、東日本大震災による被災者等の負担軽減を目的とした地方税法及び地方税法施行令並びに地方税法施行規則等の改正施行に伴い町税条例の所要の整備を行うため、附則に3条を追加し、次のとおり平取町税条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容の主なものですが、はじめに個人町民税に関する事項についてであります。1番、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、これは、附則第22条関係であります。(1)番目、大震災による、住宅や家財等にかかる損失については、平成22年中に生じた損失として、平成23年度町民税での雑損控除額が適用できること。(2)雑損控除額を適用して、前年分の総所得金額等から控除しても、控除しきれない損失についての繰越期間を、3年から5年に延長するとしております。次に、2の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税控除の適用期間の特例。これは、附則第23条関係であります。(1)住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン控除

の適用を受けていた住宅が、大震災により住宅の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用できるとしております。次に、固定資産税に関する事項についてであります。1、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等。これは、附則第24条関係であります。特例の内容につきましては、(1)大震災により甚大な被害を受けた区域として指定された区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分固定資産税の課税を免除すること。(2)大震災により、滅失・損壊した住宅(被災住宅)の敷地の用に供されていた土地(被災住宅用地)を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地としてみなすことであります。米印にあります。住宅用地とみなされた場合には、固定資産税が軽減されるものであります。(3)被災住宅用地の所有者等が、当該被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち、被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなすものであります。米印ですけれども、住宅用地とみなされた場合には、固定資産税が軽減されます。(4)大震災により、滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を平成33年3月31日までの間に取得又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について固定資産税を減額するものであります。以上の特例措置を受ける場合において、その手続き等を規定したものであります。最後に、軽自動車税に関する事項についてであります。こちらにつきましては、先にご説明しました附則の3条を加えた町税条例の改正とは別に、改正地方税法附則第57条におきまして、軽自動車税を非課税とするものであります。1、被災代替自動車に係る軽自動車税の非課税についてですが、(1)大震災により滅失・損壊した自動車、軽自動車等に代わるものとして取得した軽自動車等について、平成23年度から25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とするとしております。施行日としまして、公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定、(附則第23条に係る部分に限る。)は平成24年1月1日から施行しようとするものであります。以上、議案第3号についてご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。反対討論は、ございますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成

の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第3号平取町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第4号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

議案第4号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてをご説明申し上げます。これは、過疎地域自立促進特別措置法、第6条、第7項に基づきまして、平取町過疎地域自立促進市町村計画を変更するものでございます。比較表で説明いたしますので、16ページをお開き願います。左側が変更前、右側が変更後となっております。計画書の42ページとなりますけれども、区分といたしましては、9集落の整備の中に、事業名といたしまして、(2)下線部でございますが、過疎地域自立促進特別事業、新規参入者就農促進対策事業、Iターン支援を追加する内容となっております。これは、当該法律に基づく過疎対策事業債の取扱い規定等が改正され、いわゆるソフト事業への過疎債の充当が可能になったということに伴いまして、今年度当初予算に計上しております、新規参入者就農対策補助金に過疎債の充当を図るべく計画の変更をするものでございます。ソフト事業への充当のための計画上の事業区分の変更が必要となることから、本項目を追加するものとなっております。17ページをお開き下さい。右側が変更後となっておりますが、下線部が新規参入者就農促進対策事業、Iターン支援で1300万円、その内過疎債ソフト分で23年度500万円を追加するものとなっております。本変更につきましては、同法第6条第4項に基づきまして、北海道知事との協議が完了した事に伴い、議会の議決を得るためのご審議をいただくものです。以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議のほど申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第4号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第5号平成23年度平取町一般会計補正予算、第2号を議題と

します。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

議案第5号平成23年度平取町一般会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6256万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を53億9128万2千円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。第2条、地方債の補正は、第3表、地方債補正によることとしてございます。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、27ページをお開き下さい。2款1項9目企画費、923万6千円の追加補正でございます。内容は、13節委託料52万4千円、15節工事請負費568万6千円の追加、これらにつきましては、地上デジタル放送配信用光ケーブル敷設工事に伴うものでございまして、二風谷地区の地上デジタル放送難視解消については、既にギャップフィルター設置により対応を完了していたところでございますけれども、受信地域の林の位置ですとか、地理的要件でシミュレーション上では、推測できなかった新たな難視地区が発生したことにより、光ケーブル受信での対応を図るための費用となっております。対象となる世帯は、二風谷生活館付近の公営住宅敷地等、約30戸ということになってございます。19節負担金補助及び交付金302万6千円の追加でございます。平成21年度から平取町地域公共交通活性化協議会が実施しております、平取町地域公共交通連携計画によるデマンド型交通の実証運行等に係る平取町の負担金となっております。この度、運輸局に事業採択され、補助金交付が確定したことによるものでございます。総事業費は、600万円。これから、国庫補助金297万4千円を控除した平取町分の負担ということになってございます。本年度は、昨年を引き続きまして、本町、振内地区での期間、エリア等の拡大も図りよりきめ細かな実証運行を検討したいというふうに考えてございます。次に、3款1項1目社会福祉総務費、2344万9千円の追加でございます。内容は、平成23年度の、北海道の緊急雇用創出推進事業の2次募集に係る雇用対策事業といたしまして、それとさらに財団法人自治総合センターからのコミュニティー助成事業の助成金を活用し平取町における地域遺産、産業遺産、生活遺産、文化遺産などを活用したツーリズム、いわゆる体験型旅行でございますが、これらを企画運営し、それらを通して雇用の創出を図るとともに、生業に結びつく事業の掘り起しを図ることとした事業を実施するものでございます。内容といたしましては、8節報償費、これは、地域遺産活用推進事業を検討する場の講師の謝礼として、9万円。9節旅費の12万円は、検討会の委員等の費用弁償となっております。11節需用費、印刷製本費、14万5千円は、ピーアール用チラシの印刷費となっております。13節委託料、2283万4千円の追加は、地域遺産活用ツーリズム企画、20回程度の回数を予定しておりますが、

この運営のための民間業者への委託料ということになってございます。冬期のバスの運行委託費も含まれてございます。16節原材料費は、ツーリズムに関する解説案内板のための原材料費となってございます。緊急雇用創出推進事業としての雇用期間は、9ヶ月。雇用創出人数は、9名という内容になってございます。次のページ、3款1項4目福祉施設費、修繕料100万円の追加でございます。内容は、老人福祉センターの水源地の水中ポンプが老朽化によりまして、現在は、作動不能となっている状況になっておりまして、今は、予備のポンプでの対応してございますが、これからの利用者が増えるシーズンを迎える温泉やキャンプ場での運営に支障をきたすという事も予想されるため、緊急対応としての修理となってございます。今回の修理は、今後リニューアルも予定されていることから、応急的に最小の範囲内で支出するという内容になってございます。次に、3款1項6目生活館費、15節工事請負費、616万8千円の追加でございます。内容は二風谷生活館の屋上防水機能が経年劣化等により雨漏りの危険性が高まったということでございまして、当該事業は総合計画の平成24年度に掲載しておりましたけれども、これを前倒しして実施するものになってございます。工事の内容といたしましては、屋上のウレタン塗膜の張替え、それと合わせてホールの暖房機の設置ということになってございます。本事業には、道の補助金、地方改善整備事業補助金でございまして、事業費の4分の3の462万6千円が充当されるということになってございます。次のページをご覧ください。5款1項1目農業委員会費、14節使用料及び賃借料、5万円の追加でございます。これは、平成23年度7月より北海道土地改良事業団体連合会が、国費により整備した農地地図情報システムが、供用開始なるため当初各町農業委員会での負担は、決まっていないという状況でございましたが、年度途中において各町等での負担が決定したために追加補正するものでございます。次に、5款1項2目農業振興費、13節委託料、30万円の追加でございます。これは、農地地図情報システム構築に伴う委託業務内容に、新たなシステム変更が生じたため、委託料を増額するものでございまして、これには全額戸別所得補償制度推進事業補助金が充当される内容となってございます。14節使用料及び賃借料、15万円の追加は、先ほど農業委員会費で説明した平取町分の負担という事になってございます。19節負担金補助及び交付金、200万7千円の追加でございます。内容は、平成22年度にモデル事業としてはじまった国の直接支払事業である、戸別所得補償制度が平成23年度に本格実施となりますけれども、当該事業での農家の申告面積確認のための事務については、平取町農業会議、これは、平取町、JA平取、改良区、普及センター、支援センター、共済組合で構成されている会議でございまして、その団体が行うということにされ、その事務費については、国から交付されるということになっておりまして、国の方針により交付が市町村経由となったことによる歳出予算の追加ということになってございます。次のページでございまして、5款2項4目林道費、1405万円の追加でございまして。内容は、11

節需用費、299万6千円の追加でございます。この内、消耗品費19万6千円でございますが、これは、先の全員協議会でもご説明申し上げましたけれども、国有林内の糠平・幌尻林道の一般車両の乗り入れ規制に伴う併用林道化のための経費でございます。林道ゲートの鍵の整備ですとか、啓発看板等に係る費用ということになってございます。修繕料の280万円、この内100万円は、今申し上げました併用林道化による修繕料ということで、主に林道の雨、降雨等による損傷箇所の補修等に対応するための費用ということになってございます。なお、森林管理署との林道化による補修工事等の協定での負担割合でございますが、これは、平取町が6、管理署が4というような割合になってございます。残りの修繕料の180万円でございますが、これは、4月の豪雨、3日間で182ミリほど降っておりますが、これによる林道の損壊等への応急対応のための経費となつてございまして、小平第3線、トエナイ林道、敷舎内林道の3路線の補修となつてございます。13節委託料、105万4千円の追加でございますが、この内60万4千円は、糠平・幌尻林道の併用林道化による維持管理のための委託料ということで、パトロール、軽微な補修等を業務委託する予定となつてございまして、積算は他の林道の例に倣い、1km当り40円で、15.1km分で計上してございます。同節で45万円の追加でございますが、併用林道として環境の保全、林道内、登山中の事故等の未然防止を図るため、登山期間の7月から9月の期間のシャトルバスの運行に係る利用者負担金の徴収委託料ということになっておりまして、受付から乗車券の発行、予約等も含めて、これらの作業を委託するための経費となつてございまして、これらの事務を、今年本格営業となる豊糠山荘に委託したいというふうに考えてございます。月15万円として、3ヶ月の45万円を計上してございます。次に、14節使用料及び賃借料、1000万円の追加でございますが、これは、平取町が町内の運送業者から車両を貸切るということで、林道内のシャトルバスの運行を図るための貸切料ということになってございます。1日3往復で、92日間の運行を予定してございます。ちなみに、今回の併用林道化及びシャトルバスの運行に係る経費につきましては、全額バスを利用する方の負担金を充当したいというふうに考えてございまして、利用料については、1人往復3500円を負担していただき、3500人の利用を見込んでございます。次に、7款4項2目住宅対策費、21節貸付金、300万円の追加でございます。アイヌ住宅改良資金貸付金については、当初予算において住宅貸付新築資金、760万円の計上となつてございましたが、宅地取得についても借入の希望があったということによる300万円の増額となつてございます。次のページをお開き下さい。9款1項2目事務局費でございますが、110万円の追加でございます。内訳といたしましては、修繕料60万円。備品購入費50万円となつてございまして、これは、本年7月に交代する英語指導助手のための住宅の修繕と、それに係る住宅備品の購入経費という内容になってございます。次に、9款4項1目社会教育総務費、19節負担金補助及び交付金230万円の追加で

ございます。これは、次のページの9款4項2目公民館費、18節の備品購入費100万円の減額についてと関連がありますので、あわせてご説明申し上げたいと思います。社会教育総務費の補助金の追加でございますが、これは財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業において、申請しておりました、平取町自治振興会を事業主体とした備品整備事業が採択されまして、平取町経由で助成金を交付される事となったことから、振興会への補助金として計上するものでございます。内容は、液晶テレビ、ブルーレイディスクプレイヤー、大判プリンタ、ミーティングチェア150脚などになってございまして、実質的には、公民館に配備されるという内容のものでございますので、公民館費での当初予算計上しておりました、備品購入費100万円を減額するといった内容になってございます。歳出の最後でございますが、9款5項2目体育施設費、11節需用費、修繕料75万円の追加補正です。内容としては、町民体育館の競技場の照明の水銀灯の取付け部分の器具が、老朽化してございまして、1列3灯毎による照明が消える状況が頻発しているというような状況から、体育館の使用に支障が生じているということに加えまして、配線のショートの危険性もあるということから、早急に器具の取替えが必要となったことから追加計上するといった内容になってございます。歳出は、以上でございます。次に、歳入をご説明いたしますので、22ページをお開き下さい。14款2項1目総務費国庫補助金、2節企画費補助金、1260万円の追加でございます。これは、旧豊糠中学校の宿泊交流施設としての改築に係る事業費、3800万円に関し、総務省への補助の申請をしていたところ採択されたというような状況になりまして、事業費の3分の1の額が補助金として交付される事から補正計上するものでございます。従いまして、当初予算は、事業のほぼ全額を起債、過疎債を充当する事としておりましたので、25ページの総務債でございますが、当初額3770万円を補助金と同額の1260万円を減額して、2510万円に補正する内容となっております。続きまして、15款2項1目の民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、2092万4千円の追加ですが、これは、地域遺産活用ツーリズム企画運営事業に充当される、北海道緊急雇用創出推進事業補助金となっております。同じく、3節生活館費補助金462万6千円は、二風谷生活館の屋根の補修等に係る地域改善整備事業補助金となっております。次に、23ページでございますが、15款2項4目農林水産業費道補助金、1節の農業費補助金、530万7千円の追加です。これは、戸別所得補償制度推進事業、平取町農業協議会の事務費に充当される北海道からの補助金ということになってございます。15款2項5目土木費道補助金、1節住宅改良費補助金、75万円の追加でございますが、これは、アイヌ住宅改良貸付金に充当される道補助金でございまして、補助率は4分の1となっております。次のページでございますが、19款1項1目1節繰越金、817万8千円の追加です。今回の補正に伴う一般財源は、繰越金を充当するといったことになってございます。20款5項1目1節雑入でございますが、1357万5千

円の追加です。内訳といたしましては、戸別所得補償対策推進業務委託金、300万円を減しておりますけれども、これは、交付方法が国の補助金となったことによる歳入科目変更による減額でございます。それと、林道内シャトルバス利用負担金でございますが、先ほど申したとおり1往復3500円の3500人分の利用を見込んだ積算となっております。財団法人自治総合センターコミュニティー助成事業補助の内、202万5千円は、地域遺産活用ツーリズム事業。230万円は、自治振興会への備品整備事業に充当する補助金を追加計上しているものでございます。次のページをお開き下さい。21款1項1目1節総務債、これは、先ほど説明した、旧豊糠中学校の改修費による減となっております。それと、二風谷地区の地デジ配信用光ケーブル敷設事業に充当する起債、560万円となっております、過疎債を予定してございます。21款1項3目土木債、2節住宅債でございますが、220万円の追加で、これは、アイヌ住宅改良資金貸付金に充当予定しております。住宅事業債でございます。21款1項6目民生債でございますが、140万円の追加ということで、二風谷生活館の屋根等改修事業の補助金を充当した残りの事業費に充当を予定しております。これも過疎債を予定しております。最後に第2表の地方債補正を説明いたしますので、20ページをお開き下さい。旧豊糠中学校校舎改修事業充当の起債を、1260万円減額しまして2510万円に、また、二風谷地区の地上デジタル配信用光ケーブル敷設事業に、560万円、二風谷生活館改修事業に、140万円の新たな起債を充当予定しております。アイヌ住宅改良資金貸付事業には、220万円を追加しまして、790万円とするものでございます。この結果、限度額総額を4億4530万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還方法については、記載のとおりとなっております。以上、一般会計補正予算、第2号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑は、ありませんか。千葉議員。

10番 千葉議員 10番千葉です。28ページの歳出、3款1項6目15節の工事請負費についてお尋ねしたいと思います。説明の中で雨漏り、経年劣化ということですが、こういった生活館、建ててから、先ずどのくらいの年数が経過しているのか、それと経年劣化に対するその手当の仕方についてなんですけれども、通常、役所の方で捉えてるその経年劣化に対する経過年数ってどのくらいをもって補修するという辺り、多分、雨漏りですから緊急的なものも前倒しで1年も早くなってるわけですから、何かあるのかなと思っているんですけれども、その辺についての考え方、捉え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 それでは、千葉議員の質問にお答えいたしたいと思います。二風谷生活館につきましては、平成8年度に改築後、14年が経過しておりまして、その間における経年劣化という捉え方でございます。それで、ウレタン防止工を行う予定ではございますけれども、通常15年を目安にしておりまして、当該二風谷生活館につきましては、大変その劣化が激しく、防水機能が低下いたしまして、雨漏りがする危険性が高まったということから、今回塗膜して防水機能を高めるという考え方でおります。以上です。

議長 千葉議員。

10番 千葉議員 只今の説明でしたら、平成8年ということからスタートして、15年という捉え方ということでもありますけれども、どうなんでしょうか、財源の手当に関しては、何も、何ていうのかな、ほとんどが地域改善の補助金とそれから過疎債、140万円充当ということで、ちょっと感覚的に我々一般住宅に住んでいて一般住宅の感覚からいったら、ちょっとこの防水機能の劣化がずいぶん早いんじゃないのかなっていうそういったその感覚でいたものですから、15年くらいの経過で結構雨漏りとか、多分、発展計画に出てきたということは、その前から地域としての生活館の要望があったと思うんですけども、その辺、構造的なものが何かあったのか、その辺についてちょっと中身を知りたいんですけども、どうなんでしょうか。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 現地を確認いたしましたところ、構造的に不都合があったということでは、認めておりませんが、ただ、通常に比べて雨水が屋上に溜まりやすいような構造となっております、そのような事からその劣化が激しく進んだのかなという事に考えておりまして、先ほど申し上げましたけれども、当初行いました塗膜防水についても、10年から15年という目安でしてございまして、先ほど申し上げました、15年というのが最大期間でみた場合15年ということでございますので、ある意味、通常よりは若干早めの着手という事を考えているところでございます。以上です。

議長 他に、ございませんか。櫻井議員。

8番 櫻井議員 8番櫻井です。27ページの歳出、3款民生費の13節委託料の地域遺産活用ツーリズムですけど、昨日、アイヌ文化伝承推進特別委員会の中で、ヘリテージツーリズムという説明があったんですけども、出来れば文言の統一というか、そういうこと図っていかないと非常にこの説明欄の見方が難しくなるの

で、この辺の説明の文言の統一というのは、できないのかどうかお伺いしたいと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

昨日、アイヌ文化伝承推進特別委員会の席上におきまして、緊急雇用において行う事業各種ご説明をいたしましたところでございますけれども、その中で、ヘリテージという聞きなれない言葉を使ったというような事もございまして、注釈として文化遺産と、遺産の中には、文化、生活などが含まれているというような、産業遺産、文化遺産、それから生活遺産というようなものが含まれているというようなことをご説明したかと思えます。この議案、提案にあたりましては、先ほどの説明にもありましたように、地域のコミュニティー事業が一方で進められておりまして、ヘリテージの中の文化的な取り組みについてのコミュニティーの助成も受けると、それらを含めて地域遺産活用という捉え方としてこの提案となった次第でございますので、ご理解ほどよろしくお願ひしたいと思えます。

議長

他に、千葉議員。

10番
千葉議員

10番千葉です。30ページの7款4項2目の貸付金のことでお伺いしたいと思います。先ほどの、まちづくり課長の説明でしたら、新築、住宅を新築するのに760万円ということで、後から、その追加でということで、宅地分の借入がありましたという説明だったと思うんですけども、前例として今までこういうことが多々あったのかなということが一つと、それと、普通、家を新築する場合、最初に先ず宅地の手当というか、当然のことながら宅地の目安がついて、住宅新築という事が一般的かなというふうに思ってるわけなんですよ。ですから、後から、その宅地分を借入して、また追加で貸付金が生まれてくるという例が今までにも何回かあったんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

過去の例については、現在、手元に資料がありませんので、このような例があったかどうかについては、後ほど、ご回答したいと思いますけども、ただ、今回の件につきましては、従来当初予算において、この住宅貸付事業については、1件を見込むと、この段階、希望者がいるわけではなくて、当初、予定として例年1棟分を当初予算に予算を組んでいるという考え方で、従来から進んできてございます。ただ、今回の応募につきましては、そのような事情から応募された方については、建物と土地ということがございまして、土地の部分については、予算措置をしていなかったというようなこともございまして、今回補正

予算をして対応するという考え方に至ったわけでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 千葉議員。

10番 千葉議員 内容的には、分かりましたけれども、過去にこういった後からまた宅地分の借入があったのかどうか、後で調べて資料提供だけお願ひしたいと思ひますけど、いかがなものでしょうか。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 只今のご指摘のとおり過去の例を調べさせていただきまして、資料として提出したいと思ひます。以上です。

議長 他に、ございせんか。四戸議員。

7番 四戸議員 7番四戸です。30ページの歳出の5款、14節林道内のシャトルバスの借上料ということで、先ほど説明を受けましたが、これで、バスの借上げが1000万、財源はその他となっております。一応92日間で、3500人ほどの利用者を見込んでいるという説明でしたが、もし、もう直ぐ7月から始まると思うんですが、3500人に満たない、金額を下回った場合ですね、これは、町が負担するような事は、あるのか、ないのか伺っておきたいと思ひます。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 この歳入の見積りでございしますが、大体、幌尻山荘を利用する方が4千人というような事で言われておりまして、雨等の関係で行けない方もおりますので、見積りとしては妥当なところかというふうに思っております。一応、今後その運送事業者と貸切りでの契約という事になりますけれども、その契約の中には、不慮の雨とかで、昨年もありましたが、長期間通行が出来なくなったというような場合には、双方協議しながら利用料についても話し合いをして決めさせていただきたいということにしたいというふうに考えておりまして、ここにもあるように、極力利用料で負担できるような形にしたいというふうに考えてございます。

議長 他に、ございせんか。なければ、質疑なしと認めます。
次に、討論を行います。反対討論は、ありせんか。
(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第5号平成23年度平取町一般会計補正予算、第2号は、原案のとおり可決しました。

日程第7、報告第1号平成22年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告についての説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

報告第1号平成22年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告についてご説明を申し上げます。これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものでございます。35ページの計算書をご覧ください。全部で、13事業ございます。事業費総額で1億9902万9千円となっております。2総務費の振内地上デジタルテレビ中継局整備事業、教育費の平取小学校第2期校舎・屋体耐震補強大規模改造事業、それから災害復旧費の林業施設現年発生災害復旧事業これ以外は、国の補正に伴います地域活性化交付金の内のきめ細かな交付金事業となっております。事業の概要を説明申し上げます。上から、振内地上デジタルテレビ中継局整備事業、1930万円でございます。これは、振内中継局のTVh、テレビ北海道の受送信施設の整備でございます。事業主体はテレビ北海道、事業費3800万円の平取町の負担となっております。次に、共同作業場改修事業、350万円でございます。これは、二風谷、荷菜共同作業場の屋根等の改修となっております。親水公園施設補修事業、120万円これは、公園内の人工池の排水管、水飲み場等の改修となっております。町道維持修繕事業、500万円でございますが、これは、主に荷菜福満線、路肩の整備といった内容になってございます。町道芽生すずらん線整備事業、380万円は、舗装200mを実施するものです。町道振内鉄道記念館公園線照明灯整備事業、143万9千円は、照明灯2基を設置するものでございます。町道川向牧野線法面改良事業、587万円は、補強盛土10mの内容となっております。平取小学校第2期校舎・屋体耐震補強大規模改造事業、7150万円でございますが、これは、安全・安心な学校づくり交付金事業として実施するものでございます。貫気別小学校校舎・屋体改修事業、3050万円は、校舎・屋体の外壁、屋根の改修となっております。中央公民館施設改修事業、2440万円でございますが、これは、給排水管、渡り廊下の改修、階段昇降機の整備となっております。埋蔵文化財出土資料収蔵施設整備事業、782万2千円は、新たな収蔵庫の整備となっております。林業施設現年発生災害復旧事業、789万8千円は、その他林道旭線の復旧事業となっております。最後に、国保病院会計への繰出金、1680万円でございますが、これは、病院のボイラ改修と地デジ放送対応テレビの購入費となっております。各種事業の翌年度への繰越額は、事業費と同額の1億9902万9千円で

ございまして、これに伴う繰越一般財源は、3400万円というふうになって
ございます。以上、22年度繰越明許費計算書について報告させていただきました。

議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7、報告第1号平成22年度繰越明許費繰越計算書、一般会計
の報告を終わります。

日程第8、報告第2号平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計予算の繰
越についての説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

それでは、報告第2号平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計予算の繰
越についてご説明申し上げます。本報告につきましては、地方公営企業法第2
6条第1項の規定に基づき、繰越計算書を調整いたしましたので、同条第3項
の規定に基づき報告するものでございます。次のページをお開き下さい。地方
公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越につきましては、国
の平成22年度補正により、地域活性化交付金のきめ細かな交付金事業といた
しまして予定するものでございます。この予算につきましては、3月に開催さ
れました、第3回定例会におきまして補正の議決をいただいております。科目
は、資本的支出、建設改良費で、事業名は、本院ボイラ改修工事と病棟・院内
テレビ購入事業となっております。予算計上額は、本院ボイラ改修工事が13
00万円。病棟・院内テレビ購入事業が、380万円で、翌年度繰越額も同額
となっております。財源につきましては、2件とも一般会計負担金となってお
ります。なお、工期につきましては、2件とも7月上旬までに終了予定となっ
ております。以上、ご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく願い
申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8、報告第2号平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計
予算の繰越についての報告を終わります。

日程第9、請願第1号地方財政の充実・強化を求める請願について、

日程第10、請願第2号義務教育費国庫負担制度堅持と負担率2分の1への復
元、教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教
育予算確保・拡充に向けた請願について、

日程第11、請願第3号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願につ
いて、

以上、3件を一括して議題とします。この3件の取扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番
山田議員

6月15日議会運営委員会におきまして、この3件の請願取扱いについて議題として話し合いました。結果、請願1号及び請願第2号につきましては、内容及び趣旨からいたしまして、総務文教常任委員会に付託する事が適当と考えます。また、請願第3号につきましては、産業厚生常任委員会に付託する事が適当と考えますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第1号、請願第2号については、総務文教常任委員会に、請願第3号については、産業厚生常任委員会に付託し、審査する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

従って、日程第9、請願第1、日程第10、請願第2号は、総務文教常任委員会に、日程第11、請願第3号は、産業厚生常任委員会に付託して審査する事に決定しました。

日程第12、承認第1号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第12、承認第1号については、別紙のとおり関係議員を公務出張派遣する事に決定しました。

お諮りします。

承認第2号、閉会中の継続審査等の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第2号閉会中の継続審査等の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申し出書は、お手元に配布したとおりです。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審

査及び調査等を実施する事に決定しました。

以上で、議案の審議が終了いたしました。本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案 5 件で、原案可決 4 件、同意 1 件。報告 2 件で、報告 2 件。請願 3 件で、委員会付託 3 件。承認 2 件で、決定 2 件となっています。これで、本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。平成 23 年第 6 回平取町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉 会 午前 11 時 40 分)